

熊本県環境教育等促進法に基づく体験の機会の場の認定要項

(目的)

第1条 この要項は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年7月25日法律第130号。以下「法」という。）第20条第1項に基づき、熊本県知事が行う体験の機会の場の認定（以下「認定」という。）について、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請に係る添付資料等)

第2条 規則第9条第2項に定める書類のうち、次に掲げるものについては、当該各号に定める様式により提出するものとする。

- (1) 規則第9条第2項第3号に掲げる書類は、欠格事由に該当しない旨の説明書（別紙様式1）とする。
 - (2) 規則第9条第2項第4号に掲げる書類は、事業実績報告書（別紙様式2）とする。
 - (3) 規則第9条第2項第5号に掲げる書類は、事業計画書（別紙様式3）及び収支予算書（別紙様式4）とする。
 - (4) 規則第9条第2項第6号に掲げる書類は、安全措置に関する申出書（別紙様式5）とする。
 - (5) 規則第9条第2項第7号に掲げる書類は、実施体制報告書（別紙様式6）とする。
 - (6) 規則第9条第2項第8号に掲げる書類は、参加費用及び定員に関する事項（別紙様式3に記載）とする。
 - (7) 規則第9条第2項第10号に掲げる書類は、実施者の同意書（別紙様式7）とする。
- 2 認定申請書には、規則第9条第2項に定める書類のほか、次の書類を添付するものとする。
- (1) 認定を受けようとする者が、当該申請に係る体験の場の土地又は建物の使用及び収益を目的とする権利を有する者である場合は、当該土地又は建物の所有者の同意書（別紙様式8）
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号及び第6号に該当する者ではない旨の誓約書（別紙様式9）

(認定の手続き等)

第3条 知事が教育委員会に対し法第20条第5項の規定に基づく協議を行ったときは、教育委員会は、法、規則及び関係通知に基づき当該申請に係る意見を提出するものとする。

- 2 知事は、認定の審査のために必要があるときは、申請者に対し、ヒアリングを行い、追加資料を求め、又は現地調査を行うものとする。
- 3 知事は、認定の審査のために必要があるときは、申請のあった体験の機会の場の地域特性等を確認するため、当該場が所在する市町村に意見を求めることができる。

(認定の有効期間)

第4条 知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内において、その有効期間を定めるものとする。

- 2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、規則第11条の規定による申請書のほか、

当初の認定申請時に提出した書類のうち、当該更新時に修正又は差し替え等が必要となるものを添付し、有効期間が満了する30日前までに知事に提出しなければならない。

(認定通知書等)

第5条 知事は、第2条の申請書類が法第20条第1項に掲げる要件に適合していると認めるときは、法第20条第6項の規定に基づき、別紙様式10により通知するものとする。

2 法第20条第7項の規定による通知は、別紙様式11によるものとする。

(変更等の届出)

第6条 認定を受けた者は、法第20条第3項各号に掲げる事項を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、規則第10条に定める届出書に、変更事項に係る第2条に定める様式を添付し、その旨を届け出なければならない。

2 前項の届出は、当該変更があった日又は体験の機会の場の提供を行わなくなった日から30日以内に届け出なければならない。

(報告・助言等)

第7条 法第20条の4第1項の報告書の様式は別紙様式12のとおりとし、必要な書類を添付し、事業年度終了後3ヶ月以内に報告しなければならない。

2 知事は、法第20条の4第2項の規定のほか、認定した体験の機会の場の提供の適正な実施及び運営を確保するために、必要に応じて現地調査をすることがある。

3 認定を受けた者は、認定に係る事業の実施において参加者等に事故があった場合には、別紙様式13により、直ちに知事へ報告しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 法第20条の6第2項に係る通知は、別紙様式14によるものとする。

(その他)

第9条 知事は、申請内容等に本要項に定めのない事由が含まれている場合は、関係法令等に基づき、その取扱いについて判断する。

附則

この要項は、平成25年3月25日から施行する。

様式 1

年 月 日

熊本県知事

様

氏名
申請者 印
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則に関する省令第9条第2項第3号に基づき下記のとおり説明します。

記

私は（ ）環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第4項各号に規定する欠格条項には該当していません。

備考

- 1 「私は」は、「当団体は」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を自著する場合は、押印を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

法第20条第4項

次の各号いずれかに該当するものは、認定の申請をすることができない。

- 一 第20条の6第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 二 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに前号に該当する者があるもの

平成 年度事業計画書

事業名	事業内容	定員 (人)	参加費用 (円)	備考
「プログラムの名称・ タイトル」	プログラム内容 実施場所及び日時 対象者及び募集人数 従事者数			

備考

1 正当な事由がある場合を除いて、国籍や信条、所属団体等を理由として、当該事業の参加者や参加条件や参加者への対応について不当な差別を行う場合は、認定の対象となりません。

様式4 収支予算書の記載例

平成 年度収支予算書

収入(1)		支出(2)	
項目	収入額	項目	支出額
費	円		
合計A		合計B	

A > Bの場合の 余剰金の使途について (3)	
---------------------------------	--

備考

- 1 手数料、助成金等を記載する。また、事業主からの持ち出し金があれば、それについても記載する。
- 2 講師謝金、教材開発、会場使用料、人件費、庶務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載する。
- 3 手数料、助成金等による収入が、総支出を上回った場合の使途について記載する。例えば、「次年度の事業への繰り越し」、「 購入のために積み立てる」などと記載する。A Bの場合は、記載不要。

安全確保措置に関する申出書

申請者（法人）名（ ）

区 分		措 置 の 概 要	
安全 管 理 体 制	安全管理 責任者	(職・氏名)	
	安全管理 体制の概要	<緊急時の対応方法>	
	* 計画及び マニュアル	(計画) あり ・ なし	(マニュアル) あり ・ なし
参加者及び実施者の安全確保に関する事項 (土地又は建物の管理を含む)	危険箇所の 有無	なし ・ 有 (具体的に:)	
	危険箇所の 表示	表示あり ・ 表示なし(理由:)	
	危険箇所の 安全対策		
	実施する 体験事業 での安全 配慮事項	(スタッフへの事前講習) 実施あり ・ 実施なし	
	施設等の保 守管理及び メンテナ ンスの方法等		
	安全設備, 備品等の 整備内容		
施設賠償責任保険や レクリエーション保 険等の加入状況	・ 保険の加入状況 有 (手続中 未手続) 無 ・ 損害賠償 有 (完結 継続) 無 未交渉		

注 1 体験の機会のある場で行う事業（施設等管理を含む）における安全確保対策の状況について、具体的に記載してください。

2 「安全管理体制の概要」は、責任者・スタッフ毎の役割分担や連絡体制，安全会議開催・研修受講状況，消防，医療機関など関係機関との連携状況など具体的に記載してください。

3 *安全管理に係る計画・マニュアル等を作成している場合は、写しを1部添付してください。

様式 6

従事者に関する事項

番号	体験の機会 の場で行う事業 に従事する者 の氏名	役割	知識及び経験に関する説明 (1)		経験等の有 無 (2)	指導方法 (3)
1		全体統括	年 年 ~ 年 年 ~ 年	大学 科卒業 事業の企画・立案 資格の取得		
2	× × × ×	会計、経理				
3		手引の作成 企業向け指導者のあっせ ん				
4		協働取組の調査研究			×	(例えば「番号3の者の指導 の下実施する」)
5						

備考

- 1 体験の機会のある場で行う事業に関する経験や学歴等を記載する。 2 の分類の根拠がわかるように記載する。支援事業と無関係の学歴、職歴、経験は記載不要。
- 2 施行規則第 8 条第 1 項第 6 号の「認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業に三年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうか、以下の分類で記載する。
 施行規則第 8 条第 1 項第 6 項に規定する者の場合
 施行規則第 8 条第 1 項第 6 項に規定する「これと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当する場合
 × 及び 以外の者の場合
- 3 2 が「×」の場合、の施行規則第 8 条第 1 項第 6 項の「指導の下に適切に行われるもの」に相当する指導の方法を記載する。

様式 7

年 月 日

熊本県知事 様

同意書

氏名
事業実施者 印
住所

私は、下記の環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条に規定する体験の機会の場において環境保全意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

記

- 1 体験の機会の場の名称
- 2 事業に係る土地又は建物の所在地

備考

- 1 同意者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を自著する場合は、押印を省略することができる。
- 3 認定申請を行う者が所有者等であり、当該権利者以外の者が事業を行う場合に添付すること。

様式 8

年 月 日

熊本県知事 様

同 意 書

氏 名
事業実施者 印
住 所

私は、下記の環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条に規定する体験の機会の場において環境保全意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

記

- 1 体験の機会の場の名称
- 2 事業に係る土地又は建物の所在地

添付書類

土地又は建物の所有者等との間に、使用及び収益を目的とする権利に関する書面による契約がある場合には、契約書等の写し

備考

- 1 同意者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を自著する場合は、押印を省略することができる。
- 3 認定申請を行う者が使用及び収益を目的とする権利を有する者である場合に添付すること。

様式 9

年 月 日

熊本県知事 様

誓 約 書

氏 名
事業実施者 印
住 所

私（法人等にあつては、役員等を含む）は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 3 項に基づく申請を行うにあたり、次の事項を誓約します。

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号、以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び法第 2 条第 6 号に規定する暴力団ではありません。

また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有しておりません。

体験の機会の場に関する認定通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項に基づき申請のあった体験の機会の場については、下記のとおり認定します。

記

体験の機会の場の名称	
体験の機会の場の所在地	
認定期間	年 月 日から 年 月 日まで

1 認定の条件

この認定は、次の各号のいずれかに該当したときは、その効力を失う。

- (1) この認定に係る事業を行うため必要な他の法令の規定による許認可を拒否する処分があったとき。
- (2) 認定期間が到来したとき。
- (3) この認定に係る事業が廃止されたとき。

2 留意事項

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律及び施行細則を遵守して事業を実施すること。

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式 1 1

体験の機会の場に関する認定要件不適合通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のあった体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 2 0 条第 7 項に基づき、同条第 1 項各号に掲げる要件に適合しないことを下記のとおり通知します。

記

体験の機会の場の名称	
体験の機会の場の所在地	
理由	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
ただし、この処分があったことを知った日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式 1 2

年 月 日

熊本県知事 様

氏 名
届出者 印
住 所

事業報告書

前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の事業の実施状況について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の4第1項の規定により、必要な書類を添付のうえ、下記のとおり提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書 1部
- 2 前事業年度の収支決算書 1部
- 3 当該年度の事業計画書 1部
- 4 当該年度の収支予算書 1部
- 5 安全確保のための取組実績
- 6 スタッフに対する安全事業講習会の実施状況

備考

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名(法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名)を自著する場合は、押印を省略することができる。

事 故 報 告 書

年 月 日

熊本県知事

様

住 所
報告者
氏 名

印

下記のとおり事故等が発生しましたので、報告します。

体験の機会の場の名称 及び所在地			
利用者等氏名	(男・女)	年齢	歳
事故等発生日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分頃		
事故等発生場所			
事故等発生時の具体的 状況及び対応の状況			
事故等の原因			
再発防止策等			
担当者	担当者名 : TEL :		
備考			

体験の機会の場に関する認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで認定した体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり認定を取り消しましたので、通知します。

記

体験の機会の場の名称	
体験の機会の場の所在地	
取消日	年 月 日
理 由	

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

